

経費精算システム向け利用明細データ提供サービス利用規定

第1条（本利用規定の目的）

本利用規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「経費精算システム向け利用明細データ提供サービス（以下「本サービス」といいます）について、利用方法及び遵守事項等を定めたものです。

第2条（定義）

1. 「利用社」とは、当社のカード利用に関わる当社所定の規約諸規定を承認の上、カード発行契約を締結した法人、団体等で、本サービスの利用を申し込み、当社が適当と認め、承諾したものとします。
2. 「本サービス」とは、当社が、利用社に提供するカードの利用に関する情報（以下「利用情報」といいます）を、利用社からの依頼を受けて、利用社が利用を申し込んだ経費精算サービスを提供する企業（以下「経費精算サービス提供企業」といいます）へ、提供するサービスです。

第3条（本サービスの申込と解約）

1. 利用社は、本サービスの利用または解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社へ申し出るものとします。
2. 当社は、前項に定める利用申出、または解約申出に対して、当社が適当と認めた場合に、サービス開始日またはサービス終了日を別途合意するものとします。

第4条（登録内容の変更）

利用社は、本サービスの利用にあたり、届け出た内容に変更があった場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第5条（サービス提供条件）

1. 利用社は、当社から利用情報を経費精算サービス提供企業に送信することを、当社に、当社所定の方法により依頼するものとします。
2. 利用社は自ら、経費精算サービス提供企業に対して、当該利用情報を自動的に取り込むことを依頼し、サービス利用契約を締結するものとします。
3. 当社は、利用社が前各項の手続きを実施したことを確認の上、本サービスの利用を認めた場合に、利用社の依頼を受託するものとします。ただし、利用社と経費精算サービス提供企業との契約が存在しない、または有効でない場合には、当社は、利用社の依頼を断ることができるものとします。

第6条（利用情報の提供）

1. 当社から経費精算サービス提供企業への利用情報の送信は、カード利用加盟店から当社がカード利用に係る利用情報を受領した都度、順次、当社所定の形式により記録されたデータを、当社指定の方式で提供するものとします。
2. 利用社は、当社が提供する利用情報は以下の性質を有する情報であることをあらかじめ承諾のうえ、本サービスを利用するものとします。
(1) カード利用加盟店または利用社からの要請または当社の判断等によって、利

用社等の了解を得ずに取り消す場合、実際の請求確定時と相違する場合があります。

(2)加盟店からの売上傳票の到着遅延等の実務上の都合により、一部の利用情報の提供が遅れる場合があります。

第7条（サービス利用料）

1. 利用社は、サービス開始日からサービス終了日までの利用料（以下「利用料」といいます）に消費税相当額を付加して、当社所定の方法で当社に支払うものとします。
2. 利用料は、当社と利用社が別途合意した額とします。
3. いったんお支払いいただいた利用料は理由の如何を問わずお返ししません。

第8条（紛失、盗難カードの利用）

本サービスの対象カードが紛失、盗難などにより第三者に利用された場合も本サービスの利用情報に含まれます。

第9条（免責）

利用社は次の内容を確認、承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

- (1) 当社は、本サービスまたは、本サービスにて提供した利用情報の、完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではありません。
- (2) 本サービスにて提供した利用情報については、実際の請求確定時の情報と相違する場合があります。
- (3) 当社は、本サービスに起因して生じた利用社の損害について、一切責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、経費精算サービス提供企業が利用社に対して提供するサービスについて、一切の責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの終了）

当社は、いつでも本サービスの提供を終了させることができるものとし、利用社は予めその旨承認するものとします。なお、当社が本サービスを終了する際には、サービス終了日の6ヶ月前までに利用社に通知するものとします。

第11条（本利用規定の改定）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本利用規定その他の本サービスに係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第12条（本利用規定に定めのない事項）

本利用規定に定めのない事項については、当社と利用社が締結している契約書、会員規約等諸規定の定めによるものとします。